

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（第4報）

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科

はじめに

感染症対策については、注意を少しでも怠ると、新型コロナウイルスに感染する危険性があり、誰にでも起こりうる可能性があります。症状がなくても、自分自身が感染しているかもしれないという意識の下で、基本的な感染防止対策の徹底を行い、うつさない、うつらないための日頃の行動に一層の注意を払ってください。一人一人の行動が、感染拡大防止の鍵を握っていることを自覚し、以下のガイドラインに従って生活するように心がけてください。（令和3年5月10日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止について」より）

I 基本事項

- 1 感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を踏まえ、会食については次の点について注意して行動すること。
 - ・感染防止対策が自治体に認定されたお店を利用する。鹿児島県においては「第三者認証店」を利用する。
 - ・飲食以外はマスクとする。
 - ・大声で話さない。
 - ・席の移動をしない。
 - ・飲食をする場合は、お酌をしない・求めない。長時間の飲酒・深酒・はしご酒をしない。
 - ・少しでも体調が悪い場合は参加しない。
- 2 手指の洗浄及び消毒の確実な励行
- 3 密閉空間での定期的な換気の実施
- 4 マスクの着用（学内実習においては必ず不織布マスクを使用するほか、授業等の実習以外の場面において人と対面する場合でも、不織布マスクを使用する）
- 5 毎日の健康管理の実施

II 移動に関する事項

- 1 海外渡航は禁止する。
- 2 警戒基準レベルが0又は1においては、感染拡大地域（緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域）以外の地域へ移動する際は、基本的な感染防止対策を徹底することとし、特段の制限は設けない。
- 3 発熱等の体調不良があった場合には、登校しないこと。

III 学内実習に関する事項

「心理臨床相談室感染症対策ガイドライン」に従って対応すること。なお、移動に関する

事項は上記Ⅱに従って対応すること。

Ⅳ 学外実習に関する事項

各学外実習先の感染症防止対策に従って対応すること。

Ⅴ 授業に関する事項

「令和3年度の授業実施方針 R3.3.30 学長・理事(教育担当)」、「令和3年度後期の授業開始について R3.9.3 理事(教育担当)」に基づき、実施する。各科目の具体的な実施方法等については、各授業担当教員からの指示に従って受講すること。なお、移動に関する事項は上記Ⅱに従って対応すること。

Ⅵ 罹患または罹患した可能性がある場合

以下の URL に定められた事項に従い、適切に対応すること

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/information/2020/03/post-1514.html>

Ⅶ その他

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、更に新たな対策や措置を講ずる必要がある場合も想定されるので、本学の HP 等、常に最新の情報を確認すること。